

社会福祉法人恵徳会
恵徳苑(介護予防)短期入所生活介護サービス

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人恵徳会
- (2) 法人所在地 横須賀市日の出町1丁目9番地1
- (3) 電話番号 046-823-5132
- (4) 代表者氏名 理事長 五十嵐 直子
- (5) 設立 昭和54年 3月 23日
- (6) 他の事業所 特別養護老人ホーム恵徳苑
恵徳苑居宅介護サービスセンター
恵徳苑デイサービスセンター(介護予防)
恵徳会在宅医療クリニック
YIPK

リーベリー保育園

2. ご利用サービス

- (1) サービスの種類 恵徳苑(介護予防)短期入所生活介護サービス
平成13年 7月 1日指定(短期入所生活介護)
平成18年 4月 1日指定(介護予防短期入所生活介護)
神奈川県 1471901163号
併設型短期入所生活介護 ・ ユニット型個室
- (2) ベッド数 10床(他空床利用)
- (3) 管理者名 市岡 千鶴
- (4) サービスの目的 恵徳苑(介護予防)短期入所生活介護サービスは、介護保険法令及び
条例に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に
応じ日常生活を営むことができるように支援することを目的として、
一時的に必要な居室および共用施設等をご利用いただき、(介護予防)
短期入所生活介護サービスを提供します。このサービスは、常時の
介護を必要とし、かつ介護者の負担軽減を図るサービスです。

3. 運営方針

- (1) 短期入所生活介護 事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び
生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことが出来るようにする
ため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、
利用者の日常生活を支援する。
- (2) 介護予防
短期入所生活介護 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常
生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練
を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、
利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

4. サービス内容

- i. 介護給付:要介護1以上の認定を受けた利用者が、短期間入所し、
日常生活上の世話と機能訓練等を受けるサービスです。
- ii. 予防給付:要支援1または2の認定を受けた利用者が、介護予防
サービス計画に定める期間利用し、日常生活上の支援と機能
訓練等を受けるサービスです。

5. 居室の概要

- (1) ご利用いただく居室は、全室個室です。
- (2) 利用者からの居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (3) 介護老人福祉施設の入居者が入院した際の空きベッドを、(介護予防)短期入所生活介護に使用することがあります。

6. 職員の配置状況

- (1) 利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています(介護老人福祉施設と兼務)。
苑長(管理者) 1人・介護職員5人・看護職員5人・相談員 2人・介護支援専門員 2人
管理栄養士 1人・栄養士1人・医師(非常勤)2人・機能訓練指導員2人

令和1年 11月 1日 現在

- (2) 職員の配置については、介護及び看護職員(3:1)の指定基準を遵守しています。

7. 提供するサービスと利用料金

利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるもの
- (2) 利用料金の全額を施設利用者に負担いただくもの

(料金については、別表①料金表を用い、契約時、説明を行います。)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割又は8割)が介護保険から給付されます。
(別紙料金表のとおり)

【サービスの概要】

①入浴

- ・入浴は週2回行います。ただしご利用期間により入浴できない場合があります。
- また、体調によって清拭となる場合があります。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。(これは理学療法士による専門的なリハビリではありません。)

④健康管理

- ・看護職員が、ご利用期間中の健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・利用者の生活習慣に合わせた支援を行います。
- ・寝たきり防止のため、離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥栄養管理

- ・利用者一人一人に対してきめ細やかな栄養管理を行います。

(食事時間)

朝食 7時30分～9時30分 昼食 12時～14時 夕食 17時45分～19時30分

⑦送迎サービス

利用者の状況によって、入退所の際に送迎を希望することが出来ます(片道184単位)。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が自己負担となります。

【サービスの概要と利用料金】 別紙料金表のとおり

①滞在費:利用者の段階区分による基準額並びに限度額とする。

②食費 :利用者の段階区分による基準額並びに限度額とする。

③特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金:実費相当額

④おやつ

利用者の状態や嗜好に合わせて、毎日のおやつを提供します。

利用料金: 1日 100円

⑤理容・美容サービス

理容師・美容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利用料金:一回 1500円

⑥持ち込み電化製品の電気料

持ち込みによる電化製品をご利用いただけます。

利用料金: 1日あたり 20円/台

⑦買い物代行

利用中に物品購入が発生した場合、代行サービスをご利用いただけます。

利用料金:一回 500円

⑧その他の日常生活費

利用中に必要な物品(歯ブラシ、ティッシュ等)をご用意します。

利用料金:実費相当額

⑨送迎車代

入退所に係る送迎以外で、利用者の希望で外出等、施設車両での送迎を希望される場合
1kmあたり 20円(500m以上は切上げ、未満は切捨て)

その他、利用者が必要とし、施設が認めたサービス

証明書:一通210円

☆ご契約にあたり

- ・サービス利用料金は、利用者の介護度に応じて異なります。
- ・介護保険による給付額が変更された場合は、利用者の負担額も変更されます。
- ・食費・滞在費にかかわる限度額が設定されている場合は、必ず介護保険負担限度額認定証を呈示してください。(限度額が設定されている場合その内容に準じます)
- ・要介護度が変更された場合も必ずお知らせ下さい。利用料金が変わります。

8. 契約を解約していただく場合

契約では、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用できますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には契約は終了し、サービスを解約していただく事になります。

- ① 要介護認定により、自立と判定された場合。
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能になった場合
- ④ 介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から解約の申し出を行った場合
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合

(1) 利用者からの解約の申し出

契約期間であっても、利用者から契約解除の申し出を行う事ができます。その場合には、解約を希望する日の3日前までに申し出てください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約する事ができます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの申し出により解約していただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約を解約していただく事があります。

- ① 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、1ヶ月間の期間を定めて催告したにもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者等が故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が介護老人福祉施設、もしくは医療施設に入所した場合
- ⑤ 利用者が入院した場合

9. 身元引き受け人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いします。
緊急時対応のため、連絡先等を控えさせていただきます。ご利用期間中に、旅行等により不在となる場合は、第二・第三連絡先を、お知らせください。

10. 苦情等の受付について

(1) 苦情等の受付

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) ○受付時間 毎週月曜日～金曜日
[職名] 短期入所生活介護 介護主任 田代 亮平 10時～16時

○第三者委員会

鷹野 克彦(逸見地区社会福祉協議会会長)
連絡先 046-825-1379

(2) 公的機関においても、下記にて苦情の申し出等ができます。

横須賀市福祉部 介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町11
	電話	046-822-8253
	対応時間	午前 8:30～午後 5:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話	045-329-3447
	対応時間	午前 8:30～午後 5:15

11、虐待の受付について

(1) 施設における虐待の受付

施設における虐待相談は以下の窓口で受け付けます。

○虐待受付窓口(担当者) ○受付時間 平日 10時 ～ 16時
[職名]特養主席主任 田代 亮平

公的機関においても、次の期間で虐待の申し出等ができます

横須賀市 高齢者虐待防止センター	所在地 横須賀市小川町11 電話 046-822-9613 対応時間 午前8:30～午後5:15
神奈川県 高齢福祉課高齢福祉グループ	所在地 横浜市中区日本大通り1 電話 045-210-4846 対応時間 午前8:30～午後5:15

12、記録の整備

施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の事項に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 利用者の短期入所介護計画書
- (2) 実施した具体的なサービス内容の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に関わる記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して実施した処置についての記録

【説明確認欄】

令和 年 月 日

恵徳苑短期入所生活介護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

印刷用紙 | 恵徳苑(介護予防)短期入所生活介護サービス契約書

説明者氏名) 短期入所生活介護 介護主任 田代 亮平 ㊞

恵徳苑(介護予防)短期入所生活介護サービス契約の締結にあたり、上記により説明を受けましたので、同意し交付を受けました。

利用者氏名 _____ ㊞

身元保証人(利用者代理人)氏名 _____ ㊞

利用者との関係 _____